

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成28年度 高松市自転車等駐車対策協議会
開催日時	平成28年11月29日（火）13時30分～15時00分
開催場所	高松市役所 114会議室
審議事項	1 会長・副会長の選任について 2 平成27年度自転車等駐車対策事業報告について 3 高松市自転車等駐車対策総合計画中間調査結果の報告について 4 その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	公開のため特記なし
出席委員 12人	伊藤委員、山地委員、松山委員、高橋委員、久保委員、森澤委員、藤田委員、中村委員、前川委員（代理：浮森様）、正木委員（代理：有岡様）橋本委員（代理：赤城様）、川本委員（代理：湯浅様）
傍聴者	0人（定員 2人）
担当課及び 連絡先	都市整備局都市計画課事業係 087-839-2455

審議経過及び審議結果
<p>【開会】</p> <p>都市整備局長（挨拶）</p> <p>事務局 出席委員を紹介後、委員15人中12人の出席があり、会議が成立することを報告</p> <p>【審議】</p> <p>1 会長・副会長の選任のうち、会長を選任 委員） 伊藤委員推挙の発言あり。 全委員からの賛同あり。 事務局） 会長を伊藤委員に決定する。 新会長）（挨拶）</p> <p>【議事・審議】</p> <p>1 会長・副会長の選任のうち、副会長を選任</p>

委員) 松山委員推挙の発言あり。

全委員からの賛同あり。

会長) 副会長を松山委員に決定する。

2 平成27年度自転車等駐車対策事業報告について

3 高松市自転車等駐車対策総合計画中間調査結果の報告について

事務局 2及び3を一括して事務局から説明

【主な質疑・意見等】

委員) 資料2の9ページ、放置自転車年度別一覧の表の処分台数はどのようにカウントされているのか。

事務局) 放置自転車として撤去された車両のうち、再利用が困難な車両について処分をしているもので、保管期限の60日間を経過後に処分することになり、次年度にずれ込む台数もあるため、各年度の実際の処分台数とは異なる。

会長) 資料3(1)②の表では、23年調査時から大幅に商店街駐輪場の収容能力超過が伺えるが、事務局の認識を伺いたい。

事務局) 商店街駐輪場については、商店街振興組合が、個人所有の土地を有償で借地し、管理運営をしているものであり、それに対して市が一定の補助を行っている。

現状は、空き店舗の1階を利用するなど、確保に努めているものの、調査結果にも示されているとおり、不足している状態にある。

副会長) 商店街の駐輪場については、買い物利用客だけでなく、近隣の会社従業員やホテル等での会議参加者も使用しているため、常に満車状態である。

各企業で従業員、会議参加者等の駐輪場の確保に努めていただきたい。

事務局) 商店街周辺企業にお伝えする等、してまいりたい。

委員) 田町商店街など、幅員の広いアーケード内に移動可能なラック式の駐輪場を設置してはいかがか。

委員) 道路管理者の占用許可が得られれば可能であるが、容易に移動できるものは不適當である。

委員) 今後、瓦町ビルの地下にスーパーが入ると聞いているが、私のように高齢になると、地下駐輪場の利用が困難に感じる。

会長) 瓦町駅西口地下に市営駐輪場があることについて事務局のお考えを伺

いたい。

事務局) 地上部でのスペース確保が難しく、また景観的な面も考慮し、地下に駐輪場を整備しており、まだまだ利用可能な区画がある状況である。

御指摘の高齢者の利用に対する配慮については、出口にベルトコンベアを設置するなど、極力、利用者の負荷低減に努めているが、駅東側に存在する平面駐輪場もあり、高齢者以外に地下駐輪場を積極的に利用いただき、利用者の棲み分けが図れるよう周知に努めてまいりたい。

【その他・意見等】

会長) 奈良市では、外国人観光客の自転車利用マナーが悪く問題となっている。高松市も早めの対応が必要では。

事務局) これからの情勢も踏まえながら、早めの対応をしてまいりたい。

委員) 常磐町商店街の空きビルに新たな利活用の話が出ているようだが、周辺への迷惑駐輪が発生すると考えられるため、ビル1階を来客用駐輪場とするよう要望している。

副会長) 中央商店街振興組合においても、利活用の件は伺っているが、現時点でははっきりしたものではない。

会長) 市として、附置義務の対象とし駐輪場確保について指導できるか。

事務局) 条例では、届出の対象は、建物を新築、増築する場合となっており、既存の建物を利用しての用途変更の場合対象外となるが、関係機関と連携し、駐輪場が確保できるよう働きかけてまいりたい。

以上 閉会

上記会議記録について、内容に間違いがないことを報告いたします。

平成28年12月14日

署名人 藤田 壽子

署名人 森澤 健次